

一般廃棄物処理業許可証

住所 瀬戸市山の田町43番地の303

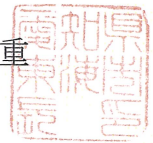
氏名 株式会社岩田清掃

代表者氏名 金森知実様

令和6年(2024年)1月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和6年(2024年)3月19日

東海市長 花田勝重



1 許可の種類

一般廃棄物収集運搬業

2 廃棄物の種類

事業系一般廃棄物

3 許可期間

令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 許可区域

東海市許可条件全域

5 許可条件

- (1) 収集運搬する廃棄物は、株式会社ヤマナカ東海店・高横須賀店の食品残さとする。
- (2) 運搬先は、大府市横根町にあるオオブユニティ株式会社リサイクルプラント横根工場の処理施設とする。
- (3) (2)の運搬は、運搬先自治体との市町村間協議を要する。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守しなければならない。

許可番号 知多市6指令ご第24号

許可証(一般廃棄物 収集・運搬・処分 業)

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303
氏名又は名称 株式会社岩田清掃
(法人にあつてはその代表者名) 代表取締役 金森 知実 様

令和6年2月20日付けの一般廃棄物(収集・運搬・処分)業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により次の条件を付けて許可する。

令和6年3月21日

知多市長 宮 島 壽 男 印



許可条件

- 取扱一般廃棄物の種類 ①ごみ(事業活動に伴う一般廃棄物)
- 取扱区域 東海市内から西知多クリーンセンターまで
- 許可期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び知多市関係条例等を遵守すること。
- 運搬場所 ①ごみ(事業活動に伴う一般廃棄物)は西知多クリーンセンターへ搬入
なお、運搬に際しては西知多産業道路を使用すること。